

# 安城市プロポーザル方式試行要領

## 目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 公募型プロポーザル方式（第10条－第13条）

第3章 指名型プロポーザル方式（第14条－第16条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、安城市が発注する業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した受託者を公募型プロポーザル方式及び指名型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により選定する場合の手續等の具体的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）公募型プロポーザル方式 受託候補者を公募し、保有技術者の状況及び同種又は類似業務の実績等を求め、その中から受託候補者を選定して技術提案書の提出を求め、最もふさわしい受託者を選定する方式をいう。

（2）指名型プロポーザル方式 5者程度の受託候補者を指名し、技術提案書の提出を求め、最もふさわしい受託者を選定する方式をいう。

（対象業務）

第3条 プロポーザル方式による受託者選定の対象となる業務は、高度の専門知識、技術及び創造性を要するものとする。

（受託者選定方法の決定）

第4条 前条の業務の受託者の選定を公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式のいずれかによって行うかについては、業務を発注する課等の長（以下「発注担当課長」という。）が安城市入札審査事務取扱要綱第2条に規定する安城市入札審査委員会（以下「入札審査委員会」という。）に諮り決定する。

（付議の方法）

第5条 前条の場合における入札審査委員会に付議する方法は、発注担当課長が、入札審査委員会開催の前々日の正午までに決裁済の執行何書により、入札審査委

員会の事務局に報告するものとする。

(実施要領)

第6条 発注担当課長は、プロポーザル方式により受託者を選定する場合は、業務契約に係るプロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）を定めなければならない。

2 実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 業務名、業務場所及び業務の概要
- (2) 参加表明書の様式、提出方法、提出先及び提出期限並びに受託候補者を選定する基準（公募型プロポーザル方式による場合に限る。）
- (3) 技術提案書の様式、評価基準及び配点基準
- (4) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 技術提案説明会の日時及び場所（説明会を開催する場合に限る。）
- (6) その他必要と認める事項

(選定委員会)

第7条 プロポーザル方式により受託者を選定する場合は、業務ごとに業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 参加表明者の中から技術提案書の提出者の選定（公募型プロポーザル方式による場合に限る。）
- (2) 技術提案書の評価

3 選定委員会は、委員長及び委員7人以内で組織する。

4 選定委員会の委員長は、発注担当課の属する部の部長（発注担当課が危機管理課の場合は、「危機管理監」）をもって充てる。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

5 選定委員会の委員は、委員長が指名した者を充てる。

(会議)

第8条 選定委員会は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を行うことができない。

3 選定委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 選定委員会に係る庶務は、発注担当課において行うものとする。

## 第2章 公募型プロポーザル方式

### (公告)

第10条 公募型プロポーザル方式により受託者を選定する場合は、市長は、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 第6条第2項各号に掲げる事項
- (2) プロポーザル方式による選考対象業務であること。
- (3) その他市長が必要と認める事項  
(参加表明書の提出等)

第11条 市長は、公募型プロポーザル方式による選定に参加しようとする者に対して、実施要領に定めるところにより、次に掲げる内容の参加表明書を提出させるものとする。

- (1) 保有する技術者の状況
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 技術提案書の提出を求める者は、前項の参加表明書を提出した参加表明者の中から選定委員会において決定する。

3 市長は、前項の選定の結果を参加表明書提出者全員に通知するものとする。この場合において、技術提案書の提出者として選定しなかった者に対しては、理由を付して通知するものとする。

### (技術提案書の提出)

第12条 前条第2項の規定により技術提案書の提出者として選定された者は、第6条で規定する実施要領に定めるところにより技術提案書を提出しなければならない。

### (技術提案書の特定等)

第13条 前条の規定により提出された技術提案書については、選定委員会において評価し、最適なものを特定する。

2 市長は、前項の結果を技術提案書の提出者全員に通知するものとする。この場合において、技術提案書を特定しなかった者に対しては、理由を付して通知するものとする。

## 第3章 指名型プロポーザル方式

### (指名通知)

第14条 指名型プロポーザル方式により受託者を選定する場合における受託候補者の指名については、第4条で規定する受託者選定方法の決定と併せて入札審査委員会に諮り決定する。この場合において、市長は、次に掲げる事項を指名通知書に記載するものとする。

- (1) 第6条第2項各号に掲げる事項
- (2) プロポーザル方式による選考対象業務であること。
- (3) その他市長が必要と認める事項  
(技術提案書の提出)

第15条 前条の規定により受託候補者として指名された者は、第6条で規定する実施要領に定めるところにより技術提案書を提出しなければならない。

(技術提案書の特定等)

第16条 前条の規定により提出された技術提案書については、選定委員会において評価し、最適なものを特定する。

- 2 市長は、前項の結果を技術提案書の提出者全員に通知するものとする。この場合において、技術提案書を特定しなかった者に対しては、理由を付して通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に予算執行の手續に着手したものについては、改正後の安城市プロポーザル方式試行要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 安城市設計業務委託プロポーザル方式要綱（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。